**○議長　玉城　勇君**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　玉城　勇君**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって１番　大城真孝議員、２番　新垣善之議員を指名します。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時00分）

再開（午前10時01分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　玉城　勇君**　日程第２．議長諸般の報告をいたします。本日、議員提出案件として、意見書第１号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書、意見書第２号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書、意見書第３号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書の３件が提出されており、お手元に配付してございます。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書が提出されております。また、決議第３号　閉会中の議員派遣についても、それぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

　それでは、これから局長より報告がございます。議会事務局長。

**○議会事務局長　新垣圭一君**　議案に入る前に、前日の発言の訂正ということで総務課のほうからございますのでよろしくお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　おはようございます。申し訳ありません。昨日の石垣大志議員の一般質問の中で、内水のハザードマップがあるかという問いに対しまして、私のほうで宮平地区の内水のハザードマップがあるかというふうに受け止めてしまいまして、「ない」とお答えいたしましたが、大志議員に確認しましたところ、町全体の内水のハザードマップのことを聞いているということで、それにつきましては、他の地区ではそういった内水のハザードマップがありますので、答弁に対しては「ある」ということで訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

**○議長　玉城　勇君**　石垣大志議員、よろしいですね。

［石垣大志議員より「はい」の声あり］

**○議長　玉城　勇君**　続けます。

**日程第３．議案第33号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第１号）**

**○議長　玉城　勇君**　日程第３．議案第33号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　浦崎みゆきさん**　おはようございます。それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第33号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、６月７日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、６月８日に総務部総務課、企画財政課、民生部国保年金課、保健福祉課、こども課、経済建設部産業振興課、教育部学校教育課、教育総務課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査とまとめを行い、６月９日に採決を行いました。審査の中で、主な内容について３点報告します。１点目、予算書17ページ、３款．民生費、２項．児童福祉費、３目．児童厚生施設費、学童クラブ運営支援事業補助金、学童クラブ家賃補助金について。どちらも学童クラブへの家賃補助であり、補助額の増額により保護者負担の軽減を目的としている事業との説明がありました。委員からは、事業の目的が達成されているか検証が必要であるとの意見がありました。２点目、予算書21ページ、７款．商工費、１項．商工費、１目．商工振興費、地域産業支援事業補助金について。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが減収となった事業者に対し、１事業者当たり一律10万円の支給となっており、対象となる事業者は令和元年、または令和２年の年収と比較して、令和３年の年収が20％以上減少した事業者であると説明がありました。また、地域消費促進事業補助金については、地域経済の活性化とコロナ禍における原油価格、物価高騰による生活者支援を目的に町民１人当たり6,000円の商品券を配布するもので、７月末頃までには利用が開始できるよう商工会と調整していると説明がありました。３点目、予算書23ページ、10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費、南風原町育英会補助金について。奨学金貸与者を増やし人材育成でできるように育成会規約を変更し、令和４年４月１日より償還期間をこれまでの４年以内から10年以内へ変更並びに貸与額も県内在学者は月額３万円から４万5,000円以内、県外在学者は月額４万円から５万5,000円以内へと増額をしている。また基金要綱の改正で基金を貸与金へ充てることができるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第33号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

**日程第４．陳情第11号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　玉城　勇君**　日程第４．陳情第11号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　赤嶺奈津江さん**　おはようございます。それでは読み上げて報告いたします。陳情第11号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は、６月７日に当委員会に付託されたものであります。６月８日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど金城憲治議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第11号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第５．意見書第１号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書**

**○議長　玉城　勇君**　日程第５．意見書第１号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第１号。令和４年６月17日。南風原町議会議長　玉城　勇殿。提出者　南風原町議会議員　金城憲治、賛成者　南風原町議会議員　赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、照屋仁士、宮城寛諄、知念富信。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「２分の１」から「３分の１」に引き下げられ、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位となっています。現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。

　記　一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（２分の１以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和４年６月17日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。

**○議長　玉城　勇君**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時17分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時17分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。ただいま議題となっております意見書第１号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって意見書第１号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第１号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第１号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．陳情第12号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　玉城　勇君**　日程第６．陳情第12号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　赤嶺奈津江さん**　それではご報告いたします。陳情第12号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は、６月７日に当委員会に付託されたものであります。６月８日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど照屋仁士議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第12号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第12号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第７．意見書第２号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**日程第８．意見書第３号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**○議長　玉城　勇君**　日程第７．意見書第２号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第８．意見書第３号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　提案に先立ちまして、この趣旨の陳情は毎年出されておりますけれども、議会の基本条例では陳情者は大切な政策提言というふうに受け止めています。しかし陳情者においても、ぜひ南風原町の取組、努力も、これは放送されていますのでご確認いただいて、ぜひとも次年度以降の陳情に生かしていただきたいとお願いを申し上げて提案に移ります。意見書第２号。令和４年６月17日。南風原町議会議長　玉城　勇殿。提出者　南風原町議会議員　照屋仁士、賛成者　南風原町議会議員　赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、金城憲治、宮城寛諄、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「１学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多い状態です。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。2021年３月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を５年間かけて計画的に35人に引き下げることになりました。また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、小学校１年２年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校３年で「35人以下学級」、2014年度から中学校１年で「35人以下学級」、2016年度から小学校４年生で「35人以下学級」、2017年度から小学校５年生で「35人以下学級」、2018年度から小学校６年生で「35人以下学級」を進展させています。さらに県教育委員会は2021年４月から「35人以下学級」を中学校２・３年生まで拡大する方針を決めましたが、県独自の施策における25人下限があるために、35人以下学級ができない事例もあります。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

　記　一、段階的に中学校全学年まで「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。令和４年６月17日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。

　続きまして、意見書第３号を提案いたします。意見書第３号。令和４年６月17日。南風原町議会議長　玉城　勇殿。提出者　南風原町議会議員　照屋仁士、賛成者　南風原町議会議員　赤嶺奈津江、大城勇太、大城真孝、金城憲治、宮城寛諄、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　上文に関しましては、意見書第２号と同じとなっておりますので割愛させていただき、記から読み上げたいと思います。一、段階的に中学校全学年まで「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画を速やかに国に実施するよう要請すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和４年６月17日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第２号、意見書第３号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって意見書第２号、意見書第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第２号、意見書第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第２号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　これより意見書第３号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第９．決議第３号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第９．決議第３号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

　続きまして、ただいま決定していただきました議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。したがって、議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　19期議員の任期最後の定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに議員並びに執行部のご協力の下、無事議長としての職責を果たすことができましたことを心よりお礼を申し上げます。令和２年９月28日付９月定例会において議長に就任し、会議の諸原則を重視し議会の権限が十分に発揮できるよう議会運営に心がけてまいりました。これまでを振り返ってみますと、皆様にとりましては何かとご不満な点や至らなかった部分もあったかと思いますが、ご容赦のほどをお願い申し上げます。２年前に新型コロナウイルスが世界中に猛威を振るい、今もなお全国的に社会生活、経済活動に多大なる影響を及ぼしております。しかし、町民の皆様や関係機関のご理解とご協力、そして医療関係やエッセンシャルワーカーの皆様のご尽力、また交付金や給付事業による支援事業のおかげもあり、少しずつ新しい生活様式も定着しつつあります。感染拡大防止の観点から様々なイベント、行事が自粛となっており、これまでのような日常生活には至りませんが、今後はコロナ禍の経験を生かし、新型コロナウイルスと共存しながら変化の早い社会情勢に対応のできる南風原町のまちづくりを町議会としても英知を結集し、町民ニーズに即した取組が必要であると認識しております。最後に、今期で勇退される同両議員の皆様におかれましては、大変長い間本町のまちづくりにご尽力いただき、誠にお疲れさまでございました。時にはお互いの意見の違いから熱い議論を重ねたこともありましたが、私にとってとても有意義な時間であり、財産であります。これからも健康には留意くださり、今後の南風原町の発展にお力添えいただければと思います。結びに、議員の皆様、また赤嶺正之町長をはじめ職員の皆様のご健勝、ご多幸と南風原町のますますの発展を心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

　これにて令和４年第２回南風原町議会定例会を閉会します。４年間、誠にお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午前10時35分）